

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	湧別町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yubetsu.lg.jp/40gyosei/05policy/bangoseido/bangosedo.html

執行機関名 湧別町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	湧別町乳幼児等医療費助成条例(平成21年条例第112号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湧別町個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第26号) 別表第1の3の項 湧別町乳幼児等医療費助成条例(平成21年条例第112号)による乳幼児等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	湧別町乳幼児等医療費助成条例(平成21年条例第112号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。	第1条 この条例は、 <u>乳幼児及び児童</u> (以下「 <u>乳幼児等</u> 」という。)に対し医療費の一部を助成し、もって <u>乳幼児等の保健の向上及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		湧別町乳幼児等医療費助成条例(平成21年条例第112号) 湧別町乳幼児等医療費助成条例施行規則(平成21年規則第62号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	湧別町乳幼児等医療費助成条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	湧別町乳幼児等医療費助成条例第5条、湧別町乳幼児等医療費助成条例施行規則第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	保護者に係る市町村民税に関する情報

